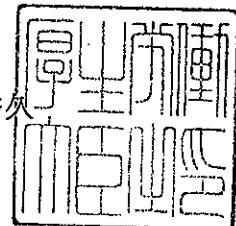


厚生労働省発食安第0131004号
平成17年1月31日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき定められた器具及び容器包装に係る規格基準及び同法第62条第2項で準用される同法第11条第1項に基づき定められた洗浄剤に係る規格基準に関し、次の改正を行うこと。

1. 有害試薬を使用しない試験法への変更
2. 分析精度の向上のための試験法の変更
3. 器具又は容器包装一般の試験法に関し「重金属試験法」、「誘導結合プラズマ発光強度測定法」及びモノマー試験法に「フェノール」の項を追加
4. 蒸発残留物試験に関し器具における浸出用溶液の変更
5. 規格値の明確化
6. 規定された試験法と同等以上の試験法を使用できることとする変更

第640号
受 17.1.31 付

食品衛生法第18条第1項に基づく「器具及び容器包装」に係る規格基準及び同法第62条第2項で準用される同法第11条第1項に基づく「洗浄剤」に係る規格基準に関する食品安全委員会への食品健康影響評価について

(平成17年1月31日付けで食品健康影響評価を依頼した事項)

1. 経緯

食品衛生法第18条第1項の規定に基づく「器具及び容器包装」に係る規格基準及び同法第62条第2項で準用される同法第11条第1項に基づく「洗浄剤」に係る規格基準は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）」において告示されている。

今般、その試験法等につき、平成13年度から平成15年度にかけて行われた厚生労働科学研究「食品用器具・容器包装等の安全性確保に関する研究」を踏まえ、有害試薬を使わない試験や分析精度の向上など現在の科学水準に合致するよう「器具及び容器包装」に係る規格基準及び「洗浄剤」に係る規格基準を改めるものである。

2. 改正の概要

「器具及び容器包装」に係る規格基準及び「洗浄剤」に係る規格基準につき、以下の変更等を行う。

- ① 水銀や四塩化炭素等の有害試薬を使用しない試験法への変更
- ② 再現性に優れた試験法を取り入れるなど、分析精度の向上のための変更
- ③ 器具・容器包装の一般試験法に、「重金属試験法」及び「誘導結合プラズマ発光強度測定法」を、また、モノマー試験法に「フェノール」の項を追加
- ④ 蒸発残留物試験に關し器具における浸出用溶液を、現行の容器包装と同様に食品に応じた溶液を使用するよう変更
- ⑤ 標準液との比較を限度値に変更するなど規格値の明確化
- ⑥ 規定された試験法と同等以上の試験法を使用できることとする変更

3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、規格基準について検討することとしている。

(参考)

食品衛生法第18条第1項に基づく「器具及び容器包装」に係る規格基準及び同法第62条第2項で準用される同法第11条第1項に基づく「洗浄剤」に係る規格基準改正の概要について

- ① 水銀や四塩化炭素等の有害試薬を使用しない試験法への変更
 - ・鉛、カドミウム等の金属の定量法について水銀を用いる「ポーラログラフ法」から「原子吸光光度法」等への変更を行う。
 - ・ヒ素試験法の臭化第二水銀紙を使用する試験方法を削除する。
 - ・合成樹脂中の触媒たる金属の定量法等に用いる溶媒を四塩化炭素からアセトン及びヘキサンの混液等を使用する試験方法に変更する。
- ② 再現性に優れた試験法を取り入れるなど、分析精度の向上のための変更
 - ・合成樹脂製の器具・容器包装における材質試験のカドミウム及び鉛に関する試験方法に関し、試液の調製方法に、塩酸を加えて蒸発乾固させる過程を追加する。
 - ・器具・容器包装の一般試験法の「原子吸光光度法」に関し、現行のフレーム方式に、電気加熱方式を追加する。
 - ・器具・容器包装の一般試験法の「モノマー試験法」に関し、塩化ビニルなどのガスクロマトグラフ法の操作条件等を変更する。
- ③ 器具・容器包装の一般試験法に、「重金属試験法」及び「誘導結合プラズマ発光強度測定法」を、また、モノマー試験法に「フェノール」の項を追加する。
 - ・「重金属試験法」は添加物の項に定める試験法を準用しているが、新たに器具・容器包装の試験として定めることとし、操作法の改正や試薬の追加などを行う。
 - ・金属の定量法として、「誘導結合プラズマ発光強度測定法」を追加する。
 - ・合成樹脂製の器具・容器包装、ゴム製の器具・容器包装等において、それぞれ定められている「フェノール」の試験法を、器具・容器包装の一般試験法の項にまとめる。
- ④ 蒸発残留物試験に関し、器具における浸出用溶液を、現行の容器包装と同様に食品に応じた浸出用液を使用するよう変更
 - ・現行の蒸発残留物試験において浸出用液は、器具では4%酢酸を、容器包

装では油脂の場合は n-ヘプタンを用いるなど食品の特性に応じた浸出用液を用いることとなっているが、器具についても、容器包装と同様に用いる食品に応じた浸出用液を使用するように変更する。

⑤ 標準液との比較を限度値に変更するなど規格値の明確化

- ・合成樹脂の溶出モノマー試験等に関し、適否の判断を標準液との比較により行うとしているものについて、実態としては異なるものの、標準溶液の濃度に基づき限度値として記載することとする。

⑥ 規定された試験法と同等以上の試験法を使用できることとする変更

- ・現行の器具・容器包装に係る規格基準等では、規定された試験法以外の試験法は使用できないが、「添加物」に係る規格基準等と同様に、規定の方法以上の精度がある場合は、他の試験法を用いることができるよう変更する。

(注)「洗浄剤」は、野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものに限る。